

令和 6 年度 笹目東小学校 PTA 定期総会資料

【期日】 令和 6 年 5 月 9 日 午後 3 時 30 分

【場所】 笹目東小学校

議事

第 1 号議案 令和 5 年度 事業報告

第 2 号議案 令和 5 年度 決算報告書

第 3 号議案 令和 5 年度 会計監査報告

第 4 号議案 令和 6 年度 新役員 (案) 承認

第 5 号議案 令和 6 年度 事業計画(案)承認

第 6 号議案 令和 6 年度 笹目東小学校 PTA 予算 (案) 承認

第 7 号議案 会則改正の件 (案)

家庭教育宣言

現代の子供たちを取り巻く環境は、様々な情報伝達ツールの発達により、必要性の是非に関わらず、流れ込む情報に翻弄されている状況です。このような環境の中で、自立した人間形成、社会で生きていくコミュニケーション力、健全な心身をはぐくむ為の生存力を身に付ける為には、もう一度、これまでの家庭、学校、地域社会での教育のあり方を振り返り、協働して子供たちを育てることが重要です。その中でも家庭での教育、習慣は最も重要であると考えます。戸田市公立学校PTA連合会では、子供たちへの家庭での教育、習慣を身に付ける為の基本的な指針を定め、家庭の中で実践することが大切だと考え、ここに「家庭教育宣言」をします。



1 子供の自主性を尊重して、自立した人間性を育みます

- すすんで挨拶・返事をさせます

2 他者への思いやりや優しさを大切にして、健全な心を育みます

- いじめを絶対にさせない、見逃さないようにさせます

3 社会の一員であることを自覚し、ルールを守る心を育みます

- すすんで家の手伝い、地域活動への参加をさせます

4 規律のある生活習慣・食生活で、健全な体を育みます

- 早寝、早起き、朝食を習慣化させます

5 毎日の基本的な学習習慣で、「逞（たくま）しく」生きるための知を育みます

- 家庭学習を習慣化させます



令和5年度事業報告書

全体活動			
実施日	活動内容	実施日	活動内容
令和5年		令和6年	
4月11日	入学式	1月11日	PTA 定例会
4月21日	PTA 定例会	1月17日	読み聞かせ
5月1日	PTA 総会準備	1月26日	第4回市P連会長
5月11日	第1回学校運営協議会、PTA 総会	2月7日	読み聞かせ
5月12日	戸田市P連会長会	2月8日	第6回学校運営協議会
5月27日	運動会	2月14日	トイレ掃除ボランティア
6月7日	読み聞かせ	2月17日	読み聞かせ
6月23日	戸田市P連会総会	2月27日	PTA 定例会
6月24日	第2回学校運営協議会、学校公開	3月5日	第7回学校運営協議会
7月5日	読み聞かせ	3月7日	読み聞かせ
7月10日	PTA 定例会	3月13日	会計監査
8月4日	第1回市P連会長会	3月18日	グリーンボランティア
8月23日	第3回学校運営協議会	3月27日	プリムローズ運営委員会
9月5日	PTA 定例会		
9月6日	読み聞かせ		
9月17日	笹っ子祭りお手伝い		
9月20日	読み聞かせ		
9月26日	第4回学校運営協議会		
10月2日	グリーンボランティア		
10月4日	第2回市P連会長会		
10月4日	読み聞かせ		
10月25日	トイレ掃除ボランティア		
11月1日	読み聞かせ		
11月8日	PTA 定例会		
11月15日	読み聞かせ		
11月27日	グリーンボランティア、プリムローズ運営会議		
11月29日	第3回市P連会長会		
12月6日	読み聞かせ		
12月7日	通学班編成		
12月13日	トイレ掃除ボランティア		
12月14日	第5回学校運営協議会		
12月20日	読み聞かせ		

収入	¥2,619,005
支出	¥560,767
差引残高（翌年に繰越）	¥2,058,238

収入の部

項目	予算額	本年度収入	比較増減	摘 要
1. 会 費	225,200	213,200	△ 12,000	児童世帯、職員
2. 補助金	345,560	345,560	0	市補助金
3. 雑収入	100	20	△ 80	預金利子等
4. 繰越金	2,060,225	2,060,225	0	前年度繰越金
合 計	2,631,085	2,619,005	△ 12,080	

支出の部

		項目	予算額	本年度支出額	比較増減	摘 要	
P T A 活 動 費	1. 運営費	1. 需要費	1. 消耗品費	50,000	43,000	7,000	コピー費等
			2. 印刷製本費	2,000	0	2,000	総会資料作成費等
			3. 通信運搬費	100,000	108,472	△ 8,472	役員への通信費、アプリ通信費
			4. 備品購入費	10,000	110	9,890	ネームホルダー、会計帳簿ファイル
			5. 渉外費	0	0	0	市P連懇親会費、周年事業等
		2. 会議費	1. 総会費	12,000	0	12,000	褒賞代
			2. 運営委員会費	5,000	7,014	△ 2,014	諸会議お茶・菓子代等
		3. 事務費	1. 旅費交通費	0	0	0	役員出張旅費
			2. 慶弔費	30,000	15,000	15,000	見舞い、祝金等
			3. 雑費	2,500	2,255	245	事務用品等
			小 計	211,500	175,851	35,649	
	2. 一般活動費	1. 各部活動費	1. 総務費	0	0	0	ティーパーティー、校庭除草等
			2. 文化費	0	0	0	家庭教育学級、文具代
			3. 広報費	0	0	0	わかば印刷
			4. 補導費	0	0	0	安全指導活動、防犯対策等
			5. 学年費	0	0	0	学年活動行事費
		2. 児童福利費	1. 就学奨励金	0	0	0	新入生記念品代
			2. 卒業記念品費	100,000	145,288	△ 45,288	卒業記念品代
			3. 調査研究視察費	0	0	0	林間学校補助
		3. 渉外費	1. 市P連交流費	0	0	0	スポーツ大会参加補助
				小 計	100,000	145,288	△ 45,288
	3. 特別活動費	1. 活動費	1. 周年事業準備金	50,000	50,000	0	周年事業へ支出
			2. おやじの会会費	10,000			
			3. 環境整備費活動費	0	0	0	環境整備活動代
				小 計	60,000	50,000	10,000
	4. 負担金	1. 負担金	1. 各種団体負担金	30,000	29,724	0	市P連会費
	5. 全体事業	1. 補助金	1. 学校運営補助金	100,000	97,000	0	学校運営補助費
6. 掛金	1. 共済費	1. 保険会費	65,000	62,304	0	世帯・教職員	
		2. 賠償責任保険	0	0	0	児童数×単価	
			小 計	65,000	62,304	2,696	
予備費	1. 予備費	1. 予備費	2,064,585	600	2,063,985		
		合計	2,631,085	560,767	2,070,318		

令和5年度 会計監査報告

会 計 監 査 報 告 書

令和5年度、笹目東小学校PTAの会計処理にあたり、同会則に基づく、監査結果について、次のおり報告いたします。

令和5年4月1日～、両会計の収入支出について、関係帳簿及び証拠書類を監査した結果、いずれも正確に処理されており、両会計の計算は適正であると認めます。

令和 6 年 3 月 13 日

監 査

塚原 由美子



監 査

水越 瑞穂



令和6年度 PTA 役員一覧表 (案)

事務局			
役職		氏名	
顧問		にし 西	むら 村 みき 幹 お 緒
顧問	校長	かた 片	おか 岡 あき 昭 ひろ 博
会長		たん 丹	の 野 かず 一 き 城
副会長	教頭	さき 崎	やま 山 ひで 英 のり 則
副会長		あさ 浅	い 井 ひとみ
副会長		はら 原	だ 田 けい 圭 こ 子
副会長		す 須	どう 藤 り 理 え 恵
会計		もと 本	はし 橋 みさこ 美沙子
会計		あま 天	の 野 あか 朱 り 利
会計		はぎ 萩	わら 原 さ 未 き 来
会計		いな 稲	よし 吉 たか 能 こ 子
会計監査		はし 橋	もと 本 よう 洋 こ 子
会計監査		みず 水	こし 越 みず 瑞 ほ 穂

令和6年度事業計画(案)

全体活動			
実施日	活動内容	実施日	活動内容
令和6年		令和7年	
4月11日	入学式	1月	PTA 定例会
4月21日	PTA 定例会	1月	読み聞かせ
5月 日	PTA 総会準備	1月	第4回市P連会長
5月9日	第1回学校運営協議会、PTA 総会	2月	読み聞かせ
5月	戸田市P連会長会	2月	第6回学校運営協議会
5月	運動会	2月	トイレ掃除ボランティア
6月	読み聞かせ	2月	読み聞かせ
6月	戸田市P連会総会	2月	PTA 定例会
6月	第2回学校運営協議会、学校公開	3月	第7回学校運営協議会
7月	読み聞かせ	3月	読み聞かせ
7月	PTA 定例会	3月	グリーンボランティア
8月	第1回市P連会長会	3月	プリムローズ運営委員会
8月	第3回学校運営協議会	3月	会計監査
9月	PTA 定例会		
9月	読み聞かせ		
9月	笹っ子祭りお手伝い		
9月	読み聞かせ		
9月	第4回学校運営協議会		
10月	グリーンボランティア		
10月	第2回市P連会長会		
10月	読み聞かせ		
10月	トイレ掃除ボランティア		
11月	読み聞かせ		
11月	PTA 定例会		
11月	読み聞かせ		
11月	グリーンボランティア、プリムローズ運営会議		
11月	第3回市P連会長会		
12月	読み聞かせ		
12月	通学班編成		
12月	トイレ掃除ボランティア		
12月	第5回学校運営協議会		
12月	読み聞かせ		

収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
1. 会 費	208,400	213,200	△ 4,800	(児童世帯486世帯・職員35) × @400
2. 補助金	340,160	345,560	△ 5,400	市補助金7均等割122,000、児童割606人×360円
3. 雑収入	100	100	0	預金利息等
4. 繰越金	2,060,225	2,060,225	0	前年繰越金
合 計	2,608,885	2,619,085	△ 10,200	

支出の部

項目		本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要		
P T A 活 動 費	1.運営費	1.需要費	1.消耗品費	40,000	50,000	△ 10,000	感染症対策費・コピー費等
			2.印刷製本費	2,000	2,000	0	総会資料作成費等
			3.通信運搬費	82,000	100,000	△ 18,000	通信費
			4.備品購入費	10,000	10,000	0	会計帳簿ファイル代等
			5.渉外費	0	0	0	市P連懇親会費、周年事業等
		2.会議費	2.会議費	12,000	12,000	0	褒賞代
			2.運営委員会費	22,000	5,000	17,000	諸会議お茶・菓子代等
		3.事務費	1.旅費交通費	0	0	0	出張旅費
			2.慶弔費	30,000	30,000	0	見舞い、祝金等
			3.雑費	5,500	2,500	3,000	事務用品等
	小 計		203,500	211,500	△ 8,000		
	2.一般活動費	1.各部活動費	1.総務費	0	0	0	校庭除草等
			2.文化費	0	0	0	家庭教育学級、文具代
			3.広報費	0	0	0	わかば印刷
			4.補導費	0	0	0	安全指導活動、防犯対策等
			5.学年費	0	0	0	学年活動行事費
		2.児童福利費	1.就学奨励金	0	0	0	新入生記念品代
			2.卒業記念品費	150,000	100,000	50,000	卒業記念品代
			3.調査研究視察費	0	0	0	林間学校補助
		3.渉外費	1.市P連交流費	0	0	0	スポーツ大会参加補助
		小 計		150,000	100,000	50,000	
	3.特別活動費	1.活動費	1.周年事業準備金	50,000	50,000	0	周年事業へ支出
			2.環境整備費活動費	0	0	0	環境整備活動代
			3.おやじの会会費	0	10,000	△ 10,000	
		小 計		50,000	60,000	△ 10,000	
	4.負担金	1.負担金	1.各種団体負担金	30,000	30,000	0	市P連会費、児童数×@68+1,500
	5.全体事業	1.補助金	1.学校運営補助金	50,000	100,000	△ 50,000	学校運営補助費
6.掛金	1.共済費	1.保険会費	65,000	65,000	0	世帯・教職員	
		2.賠償責任保険	0	0	0	児童数×単価	
	小 計		65,000	65,000	0		
予備費	1.予備費	1.予備費	2,060,385	2,052,585	7,800		
合計		2,608,885	2,619,085	△ 10,200			

会則改正の件（案）

上記の件を次の通り提出します。

令和6年5月9日

（改正前）

（役員）

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名 以内(内 1 名は教頭)
- (3) 会計 3 名 以内
- (4) 会計監査 3 名 以内

（改正後）

（役員）

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名 以内(内 1 名は教頭)
- (3) 会計 4 名 以内
- (4) 会計監査 3 名 以内

笹目東小学校 PTA

会長 西村幹緒

戸田市立笹目東小学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、戸田市立笹目東小学校PTAと称し、事務局を戸田市立笹目東小学校内におく。

(目的)

第2条 この会は、戸田市立笹目東小学校における学校教育の支援の推進母体となり、児童の保護者と教師が協力して、学校と家庭における教育について理解を深めると共に、学校教育の振興、充実と児童の校外における教育環境の改善、整備に協力し、もって児童の健全な成長をはかることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育の民主的運営の達成に協力すること。
- (2) 学校、及び家庭における教育の調査・研究に関すること。
- (3) 学校、及び家庭教育の充実、振興に関すること。
- (4) 地域社会における環境教育の改善、整備に関すること。
- (5) 学校と家庭との連絡、及び協力活動に関すること。
- (6) 教育に関する他の団体との連携、及び協力活動に関すること。
- (7) その他、この会の目的達成に必要と認める事業。

(性格)

第4条 この会は、教育を本旨とする独立した組織であるため、この本旨に反する他の団体や人の支配、干渉に対しては関与しない。

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 この会の会員となることのできる者は、戸田市立笹目東小学校児童の保護者、及び教職員とし、これをもって組織する。

2 入会及び退会については以下の通りとする。

- (1) 本校 PTA は入会届をもって入会したものとみなす。
- (2) 会員期間は、入会届提出日から翌年の入会届締め切り日までとする。
- (3) 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる。また、所定の退会手続きをもって本校 PTA を退会できる。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名 以内(内 1 名は教頭)
- (3) 会計 4 名 以内
- (4) 会計監査 3 名 以内

(選出)

第 7 条 この会の役員は、次に定める方法により選任する。

- (1) 会長、副会長、会計監査は、理事会で会員中より候補者を推薦し、総会において承認を得るものとする。
- (2) 学校教職員は理事となる。

(職務)

第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、この会の事業の推進に当たると共に、理事会において議案を審議する。
- 4 会計は、この会の会計に関する事務を処理する。
- 5 会計監査は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第 9 条 本会に若干名の顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会又は本校に特に功労があったもの、及び学識経験者の中より理事会の同意を得て会長が推薦する。
- 3 顧問は、本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第 10 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 会議

(区分)

第 11 条 この会は、総会、理事会とする。

(総会)

第 12 条 総会は定期総会と臨時総会とし、この会の最高の決議機関とする。

- 2 定期総会は、毎年原則として 6 月末までに開催し、臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の 3 分の 2 以上の者が議題を定め、要求があったときに開催する。
- 3 総会では、次の事項を審議・決定する。
 - (1) 事業報告、及び決算報告の承認
 - (2) 事業計画、及び予算の審議決定
 - (3) 会員の選任
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要と認める事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

(理事会)

第 13 条 理事会は、正副会長、会計をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。また、理事の 5 分の 1 以上の者が、議題を定め要求があったときは、会長はこれを召集しなければならない。

- 2 理事会は、この会の運営に関する事項について審議する。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数によって決する。

第 4 章 運営

(専門部)

第 14 条 この会の運営上必要と認めた場合には、特別専門部会をおくことができる。

第 5 章 経理

(経費)

第 15 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は、年間 4 0 0 円とする。(家庭数)

3 退会時の会費の返還はなしとする。

(監査)

第 16 条 会計監査は、毎年中間期に 1 回、年度末に 1 回実施し、総会において報告する。

(会計年度)

第 17 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 個人情報保護 (個人情報保護)

第 18 条 個人情報保護法の改正・施行 (H29.5.30) に伴い、この会は、この法律の内容を理解し履行する。

2 この会の会員及び児童の個人情報の取得に当たっては、この会以外には使用しない。また、他の組織への流用はしない。

3 個人情報の利用は、この会の活動以外は使用しない。

4 集約された個人情報は笹目東小学校 PTA 担当副会長が管理する。管理するにあたり、電子管理にはパスワードの設定をし、紙の場合は施錠できる PTA 保管庫に保管する。

5 当該本人から個人情報の訂正及び削除が求められた場合は、これに応じる。

第 7 章 その他 (慶弔規定)

第 19 条 本会の会員及び児童の慶弔については、次の通りとする。

2 教職員に、次の慶事があるときは、祝い金を本会より支出する。

(1) 結婚の場合 5,000 円

(2) 出産の場合 5,000 円

3 本会は次の場合、弔慰金を支出する。

(1) 会員死亡の場合 5,000 円

(2) 児童死亡の場合 5,000 円

4 本会は次の場合、見舞金を支出する。

(1) 児童の入院 (20 日以上) の場合 5,000 円

(2) 教職員の入院 (20 日以上) の場合 5,000 円

5 その他、特別な事情があるときは三役にて協議、決定し、この場合には次の理事会で報告しなければならない。

(その他)

第 20 条 会則に定めのない事項については、理事会で協議し、定めるものとする。

附則 この会則の改廃は、総会の決議による。

この会則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 55 年 4 月 27 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、昭和 61 年 5 月 10 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、昭和 62 年 5 月 9 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 14 年 3 月 14 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 18 年 5 月 12 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、平成 30 年 5 月 11 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和元年 5 月 10 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和 2 年 7 月 10 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和 4 年 5 月 16 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和 5 年 5 月 11 日から一部を改正し、施行する。

この会則は、令和 6 年 5 月 9 日から一部を改正し、施行する。